

災害救助法の支援対象の拡充について

現状・課題

○ 今年度の災害対策基本法及び災害救助法の改正により救助の種類に「福祉サービス」が追加され、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ支援の対象が拡大されるなど、福祉的支援の充実が図られたところ。

○ 一方、改正後の災害救助法においても、被災した社会福祉施設等への介護職員等の応援派遣にかかる人件費については災害救助法の対象外とされている。

○ 令和6年能登半島地震においては、派遣元・派遣先の施設間で個別に協定を締結した上で、派遣先施設が介護サービス費等から負担する必要があるなど、手続きが煩雑で派遣元・派遣先の双方の負担が大きいことが課題であった。

⇒社会福祉施設等の入所者についても、被災者であることに変わりはないことから、入所者が継続して福祉サービスを受けられるよう、災害救助法に基づく支援対象とすることが必要

提案内容

○ 被災した社会福祉施設に応援派遣された介護職員の派遣経費等のうち人件費について、災害救助法に基づく支援対象とするなど、被災施設及び派遣元施設の負担軽減を図ること。

国による広域被災者データベースシステムの構築について

資料11

○ 令和6年能登半島地震においては、被災者の自治体をまたぐ広域避難が発生したが、居場所の把握が難しく、自治体間で被災者情報の共有が困難になり、被災者支援に支障が生じる課題が改めて浮き彫りとなったところ。

○ また、今後想定される南海トラフ地震においても、同様の広域避難が見込まれているところであり、令和7年の災害対策基本法の改正では、避難元・避難先市町村間の情報連携の推進や、避難者への情報提供の充実が求められている状況にある。

○ 大規模災害時において都道府県を越えた広域避難を円滑に進めるためには、広域避難者数の把握や自治体間での避難者情報の迅速な伝達が重要。

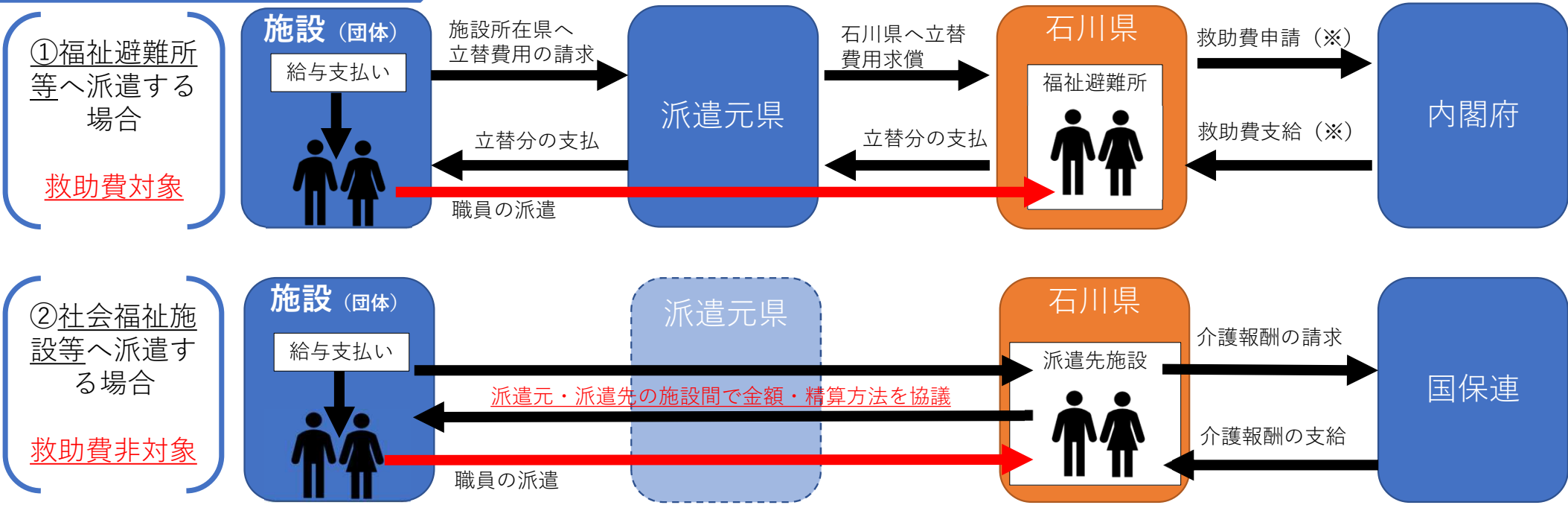
⇒広域避難者の情報を一つのデータベースに集約した新たな広域被災者データベースシステムの構築が必要

○ 都道府県を越えた広域避難者の把握を実現するために、自治体間で被災者情報を共有できる環境整備として、国において、全国統一の標準化されたシステムを構築すること。

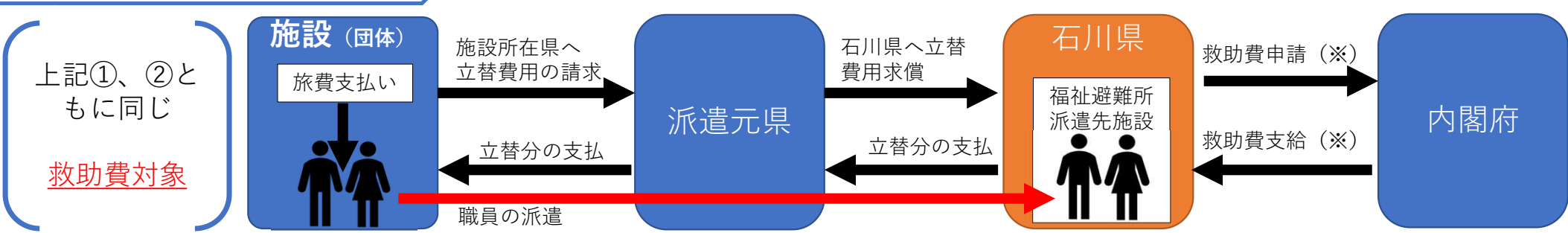
別添資料

職員派遣費用（人件費・旅費）の負担についての整理

◎人件費の取り扱い



◎旅費の取り扱い



※ 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、基本額を超える額を加算できる。（災害救助事務取扱要領）